

小職はかねがね、脊椎関節炎(spondyloarthritis: SpA)の正確な診断は難しいという印象をもっておりまして、今回は自分の知識を整理したいという思いから本特集号を企画いたしました。キーワードは「見逃し」と「過剰診断」です。腰痛の診断にあたっては、鑑別診断としてのSpAの存在を常に念頭に置いておかないと、脊椎関節炎患者の炎症性腰背部痛を非特異的腰痛と診断してしまうおそれがあります。炎症性腰背部痛を有する患者さんは整形外科を初診する機会が圧倒的に多いので、われわれ整形外科医はSpAの病態について十分に理解し、備えておく必要があります。

しかし、小職がさらに危惧するのが、通常の腰痛症を炎症性腰背部痛であると「過剰診断」してしまう可能性です。炎症性腰背部痛はSpAの重要な症候とされていますが、簡単に診断できるのでしょうか？ 成書では炎症性腰背部痛の特徴を、40歳未満で発症、潜行性に発症、運動により改善、安静では改善しない、夜間の疼痛としています。ところが、この条件を満たす(SpAでない)腰痛症の患者さんが少なくないことは容易に想像できます。すなわち、SpAと「過剰診断」されている腰痛患者がいても不思議ではありません。

TNF阻害薬、IL-6阻害薬の投与で(SpAでない)腰痛が軽快したという報告があります。一般の腰痛患者がSpAと「過剰診断」され、その患者さんに非ステロイド性抗炎症薬(さらには生物学的製剤まで)が投与されれば、腰痛は軽快するでしょう。その場合、主治医は自分の診断・治療が適切であったと確信するに違いなく、同様の「過剰診断」を繰り返すことになると思います。このようなことを防ぐためにも、炎症性腰背部痛の診断基準をより精度の高いものにする必要があります。

さて、今回の特集号には、実際の現場の最前線でSpAの診療に携わっている先生方のご経験を網羅した12編の論文が掲載されています。ぜひともご熟読いただければと思う次第です。

(山崎正志)

令和2年4月19日発行

関節外科—基礎と臨床— Journal of Joint Surgery Vol.39 No.4

発行：年14回(年12回発行+増刊号2回)

編集顧問 田中清介／東 博彦／石井清一／松井宣夫／井上 一／立石博臣／高倉義典／龍順之助／進藤裕幸／松野丈夫／野原 裕／別府諸兄／筒井廣明／小宮節郎／加藤博之／齋藤知行／吉矢晋一

編集主幹 帖佐悦男

編集委員 山崎正志／田中康仁／岩堀裕介／内尾祐司／尾崎敏文／高平尚伸／岡崎 賢／國吉一樹

発行人 三澤 岳

発行 (株)メジカルビュー社

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-30

電話03(5228)2050／FAX 03(5228)2059

ホームページ <http://www.medicalview.co.jp>

E-mail eigyo@medicalview.co.jp (営業部)

jjs@medicalview.co.jp (「関節外科」編集部)

印刷所 シナノ印刷(株)／〒171-0014 東京都豊島区池袋4-32-8

・本誌に掲載された著作物の複製権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、上映権、データベースへの取り込みおよび公衆送信権(送信可能化権を含む)、譲渡権等は(株)メジカルビュー社が保有します。

・**JCOPY** <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

・本誌をコピー、スキャン、デジタルデータ化するなどの複製を無許諾で行う行為は、著作権法上での限られた例外(「私的使用のための複製」など)を除き禁じられています。大学、病院、企業などにおいて、研究活動、診察を含み業務上使用する目的で上記の行為を行うことは私的使用には該当せず違法です。また私的使用のためであっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

広告申込先:(株)文栄社 〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-1 宮田ビル5階 TEL (03)3814-8541

福田商店広告部 〒541-0046 大阪市中央区南新町2-4-3 グランドソレイユ1階 TEL (06)6231-2773